SOCIALISM＝ソーシアリズム＝社會主義＝

社會主義は土地、資本、其他あらゆる生産機關の公有を主張する者なり

直言は日本社會主義の中央機關紙也!!!

（平民社電話　本局三二六二番）


# THE CHOKUGEN.

(The Plain Speaker.)

SOLE ORGAN OF JAPANESE SOCIALISTS.

Issued every Sunday.

Communications addressed to the Heiminsha, Tokyo.

Vol. II. Tokyo, July 28th, 1905. No 26.


## COMRADE KOTOKU'S COMING HOME FROM PRISON.

The term of imprisonment of five months of Comrade Kōtoku being expired on the 27th inst, he now come back today leaving the prison at five o'clock.

We have issued here a special number of "Chokugen" for welcoming him. The portrait on the upper column will show you how he is thin and delicate in spite of his keen eyes which denote his intelligence and strong will. He was very sick in the prison during those long days complaining of diarrhoea. But he has read many English books and learned French language. And now he comes back with his much stored knowledge and his long reserved energy to give a new impetus for our movement.

We welcome him with all our heart and congratulate on the future of our movement. And many socialists and his friends living in Tokyo are going to receive him among the cool air of this early summer morning just before the gate of the prison. The scene of reception, we suppose, must be very brilliant and interesting.

His full name is Denjiro Kōtoku. His age 35. An open atheist, his devoted teacher late Mr. Chōmin Nakaye having been a noted phylosopher of Materialism. He lives with his wife, mother and a young nephew.

By the way, Comrade Nishikawa who had gone to the prison in the same time with Kōtoku, still remains in prison, his term being seven months.

## OUR BRANCH OFFICE IN AMERICA.

The "Heiminsha" is the place where the "Chokugen" is published. It means "Common People's Office." And we now have established a branch office of the "Heiminsha" in No. 1908, Fillmore Street, San Francisco, U. S. A. Comrade Oka will manage the business there.

## WHY THIS NUMBER IS SPECIALLY ISSUED.

This number is to be duly issued on the 30th inst., but it is specially issued to-day—two days before the due time—only because we wanted to flourish a little the reception of comrade Kōtoku with its contents.



Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

# 日本之新聞

○社會黨と教員の失職　東京市日本橋區濱町小學校訓導戸間錦司氏が社會主義者として其の意見を公表したりとて教育界の問題と爲り居りし事は既記の通なるが日後氏は遂に休職を命ぜられたり、又山口縣下の關小學校の校長某氏は縣下屈指の教育家にして其の夫人と共に熱心なる社會主義者なるが、是も此の主義の爲め此頃遂に免職となれり、思ふに今後此の種の事件は續々として起り來るなるべし然れども今や小學教員にして社會主義を信ずる者決して三十人五十人の少數にあらず、當局者果して能く之を調べ上げて悉く罷免するの勇氣ありや、吾人は此際殊に吾黨の教員諸君に告ぐ、諸君願はくは輕卒の言行を爲して徒らに其職を失ふこと勿れ、願はくは永く其職に在りて漸次に此の思想を同僚間に廣めよ、五年十年の後、小學教員の一割乃至二三割は社會主義者なりと云ふが如き事あらば、政府も紳士閥も亦た之を如何ともすること能はざるべし、勢力は多數の團結に在り須らく堅忍なれ、須らく不拔なれ

○國語研究會と社會主義　當代保守思想の一代表物たる國語研究會は、教育勅語に依りて社會主義を鎮壓せんと欲する者の如し數日前の讀賣新聞に左の記事あり

▲國語研究會の決議　東久世伯を會長に戴ける國語研究會に於ては、此頃山梨縣及び東京市神田區某小學校教員等が、修身講話の教授に於て頻りに社會主義を講話したるが如きは、全く教育勅語の御趣旨を天下に徹底せしめざるより出づるものに外ならずとし、開三日間内閣總理大臣其他に宛て、之れが矯正に關する國會の意見書を差出したる由

『教育勅語の御趣旨』は何故に遂に徹底せざるか、社會主義の思想は何故に速かに傳播するか、速かに傳播するには速かに傳播するの理由あり、遂に徹底せざるには遂に徹底せざるの理由あり、國語會の老爺連これ深く之を思へ

○學校騒動の流行　中等學校に於ける生徒の同盟騒ぎは近來の一流行なり、近日の新聞紙に又左の二項あり

▲愛媛師範の紛紜　愛媛縣師範學校の本科男子生徒一同は、此程倉野川校長が自分等の信賴する教諭佐々木某を他に轉任せしめんとする由を聞き、種々協議の末、去る十四日校長不信任の事實を列擧せる陳情書を安藤知事に差出すと共に、縣會議員其他地方の有力者に夫々運動を試み、文部省へは特に電報を以て事情を具申し、同日夕刻、一同は講堂に集合し、銘々休校を校長の宅に送りて登校を促したる上生徒総代、中村松丸に對し斯く辭職を慫慂し、學運此處にて暗に辭職を勸告したりと迫りたれば、校長は深く辭表を提出すべしと答へて其場を引取たり、然るに其後校長が約束の如く辭表を提出せずとて大に怒り、後等は十六日の早朝より同校の庭内を閉け廻はり、果ては器物を損壞するなど、示威運動を開始したり、之に對して松山警察署は數名の巡査を派遣し、憲兵屯所も亦た兩三名の憲兵を出張せしむるに至れり

▲和歌山師範の同盟休校　和歌山師範學校の生徒百八十八名は校長に對して不平を抱き去廿日を以て同盟休校を企てたり、不平の原因は不明なれど、此風潮一度び縣内に傳はるや、官公吏の驚愕一方ならず、教育外に關係ある者諸を操して調停に諸掛け平穩に解決を見んものと協議の結果、滋野同縣事務官は林田部長事を隨へて、生徒が集合せる紫溪の海水浴場に出張して説く所あり、生徒中二十一日午後二時を以て半數以上復校し、殘餘の者も其後漸々に復校したりと

學校內に於ける少年の運動は、他日彼等が社會に於て爲すべき大運動の演習なり彼等少年は更に一段の自覺なかる可らず當局者は此の社會進運の前進に對して深く反省する所なかる可らず

○田中正造翁捕へらる　栃木縣谷中村買收事件に就ては別項にも記する所ありしが、之に就き田中正造、左部彦次郎等の諸氏は去る十八日より同村の雷電神社に集合して反對運動につき協議する所ありしが、然るに去る廿一日、田中翁等が古河某を殴打したりとやらにて巡査は翁等三人を捕へて警察署に引致し多數の村民は警察署に押寄せて翁等を奪ひ返さんとし、目下混雜中なりと報知あり、吾人は未だ事の眞相を知らざれども、彼の翁をして遂に此に至らしむるは抑々誰の罪ぞや（後報あり、田中、左部外一名は警察署より釋放され、追て公判に附せらるべしと云ふ）

○東京市政の腐敗　今更にわらざれども、外濠埋立の事に關して此頃又醜聞の漏る〻こと甚だし、而して其の惡行の中心は星亨以來の泥棒系統に屬する市參事會員江間俊一に在り、尾崎市長の公正も亦之を如何ともする能はざる乎、東京市民は何時まで此の制限選擧の下に屈從して、大事の市政を此の泥棒等の手に委せんとする乎

○靑眼白眼　△「左なきだに御飯焚をする下女の拂底になつた時、砲兵工廠や其他の工場で女工を募集するので下女は彌々のさばり、此頃では二圓以上三圓のお給金を貰つた上、夜學に通はせろなど、贅澤な熱を吹くのが多くなつた」と『讀賣』が書いた、奴隸制の上に立たんとする紳士閥の態度が、實に鮮明に寫されて居るではないか△子爵有馬頼之といふ人は妾子當料二萬七千八百圓の訴訟を起されて居る△陸軍技師工學士森山益夫といふ人は、高利の借金の苦惱を逃れんが爲め、私印私書僞造行使の廉を以て其妻を告發した、處が其妻は免訴になつて、却つて自分が誣告罪に問はれかけて居ると云ふ事、恐ろしい世の中だ△東京市の三電鐵合併の話があるが、大阪なんぞでは其間にモウ市營とまで進歩して居る

○大坂の電鐵市營　大阪市に於ては電氣鐵道を市營とするの計畫あり、既に去廿一日を以て其筋の許可を得たり

○趣味ある對照　△タフト一行の歡迎は、御馳走の歡迎なり、誇大の歡迎なり、政略の歡迎なり、即ち紳士閥の歡迎なり、幸徳君の歡迎は、御馳走なく誇大なく、眞面目なる、情合ある、ホントの歡迎なり、即ち平民の歡迎なり（平凡子）

△タフト一行の歡迎

山海の珍味、味なき肴かな

△幸徳君の歡迎

友つどふ茶碗の吹や、風涼し

## ●僕の衷情

（出獄の幸徳君に寄す）　堺利彦

◎君の五月個の入獄が、我が社會主義同志に如何なる感化を與へたか、我が社會主義運動に如何なる影響を及ぼしたか、それは今僕の考へる所でない。僕は只、今日出獄の君に對して、在の儘の僕の衷情を極めて卒直に語つて見たいと思ふ。

◎去年僕の出獄の時、君は痛く腸を傷つて居た。僕は君の病床に於て君の瘦せた手を握つた事を覺えて居る。然るに、今年君の出獄の今、君は又痛く腸を傷つて居るのだ。僕は監獄の門前に於て再び君の瘦せた手を握らねばならぬのだ。

◎然しながら、幾ら瘦せて居ても善い、病つて居ても善い、君が出て來て呉れさへすれば、それで僕は千人力だ。

◎君の不在中、平民社が如何に其の悲境を感じたか、『直言』の紙上が如何に落莫であつたか、それは僕が言ふ迄もあるまい。然しながら全國の同志は猶ほ平民社を以て其の牙城と爲し、政府と紳士閥とは猶ほ『直言』を以て一敵國と認めて居た。而して僕は常に云ふ可らざる一種不安の感を抱いて居た。

◎そりや木下君も居る、石川君も居る、其他社中社外の多くの同志友人も居る。然しながら僕は殊に君の半身として留守を預るの心地がして居たのだ。君の不在中に、平民社と直言とに何事かあらせては、僕は實に立ても居ても居れぬのだ。

◎然るに今兎にかく、大過なくして茲に君の出獄を迎ふるを得たのは、僕の心中に於て實に多大の安心滿足であるのだ。幾ら瘦せて居ても善い、病つて居ても善い、君が出て來て呉れさへすれば、それで僕は實に千人力だ。

◎勿論僕は、君が出て來たからと云つて僕の重荷を皆んな君に背負はせてしまはうと云ふのぢやない。僕は幸ひ體も丈夫だ。僕は相應しい雜役は幾らでも引受ける積りで居る。只君に依つて此の大運動の中心に、更に一道の聖火を點じ、更に一脈の生氣を加へんことを望むのである。

◎最後に一言して置く、君の不在中、平民社は大過なきを得たとは云ふものゝ、平民社は今方に一改革を要し、正に一今方に一發展を要するの時機に到達して居ると思ふ。是について更に君の研究を重ねる事にしよう。其中西川君も出て來るから。

## ●幸徳君出迎

◎待ちに待ちたる幸徳君の出獄はいよいよ今日と爲れり、今廿八日午前五時半、日やうやく東天に出づる頃、君は巣鴨監獄の門より出でんとして出で來るなり、吾人は往いて之を迎へざるを得んや

◎平民社の諸同人は、手に手に此の『直言歡迎號』を携へ、五時半出門を計りて監獄前の茶店に至るの約束あり

◎幸徳君は監獄前の茶店に休憩の上七時四十二分池袋發の汽車に乗り、七時五十四分新宿驛に着し、それより淀橋町柏木八十九番地なる自宅に入るべき豫定なり

◎汽車にて巣鴨に赴かんとするには午前五時四十分若くは六時十分新宿發に乗込み、池袋に下車すべし、池袋より監獄迄は僅かに五六町なり

## ●東北遊說

木下尚江、山田金一郎の二氏、八月一日を以て東京を出發し、東北遊說の途に上る、日割は左の如し

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一日 | 郡山 | △七日 | 酒田 |
| △二日 | 山形 | △八日 | 秋田 |
| △三日 | 山形 | △九日 | 仙臺 |
| △四日 | 鶴岡 | △十日 | 仙臺 |
| △五日 | 鶴岡 | △十一日 | 吉岡 |
| △六日 | 鶴岡 | △十二日 | 宇都宮 |



Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

# 世界之新聞

## ○露國革命運動

露國の革命運動は、緩慢にして、熱し易く又た冷め易き日本人の、想像だも及ばざる程に堅忍不抜なる態度を以て進行しつゝあり、最近の電報に曰く

露國の騒擾は漸次内地の都市に蔓延し、今後衰[illegible]に至らずと云ふ

又た曰く、ドヴインスク、ビアリストツク、ヘルソン、[illegible]及び露國の他の場所に於て警察官に對する反抗起れり

而してワルソーに於ては、又た各方面の代表者によりて一大聯合會議開かれたり

今月十九日各地方議會及び都市代表者の聯合會議[illegible]に開催され、二百餘名の代表者出席せり。警察官之に解散を命じたれど、代表者等は[illegible]との理由を以て、[illegible]會合を禁止せんとせしに、[illegible]警察官は出席者の氏名を求めしに、之に應じて[illegible]との騒擾起れり。斯くて聯合會は左の通り決議せり

[illegible]に提出すべきものに非ず、何となれば同委員會の之と趣を異にする主義に基きて立案せる法案に、人民は[illegible]、且つ[illegible]國家の安寧に[illegible]なる發達を致すことを得ざればなり。ブリギン[illegible]と云ふ可し。又[illegible]人民[illegible]、[illegible]而して一定の[illegible]有し、凡ての[illegible]政府の問題に就ては[illegible]せざる可らず

而して其の後の電報によれば、大會は既に終了し、右の事項に關しては、更に民衆の大會を催して直接に之に訴ふるの策を採ること丶なれりと云ふ。

## ○清國の社會黨

最近著の佛國社會黨機關紙ル、ソシアリストは報じて曰く「清國社會黨は近時非常なる隆盛を來たし、次期の萬國社會黨大會には、是非其代表者を出さんと意氣込み居れりと云ふ」と、然るに此の記事を作りし時に際し、組織局の机上に一通の郵便到來せり、出征軍人たる同志某君の書にして、是れも清國社會黨の状況を報じたる也。左の如し。

今日は不取敢我同志諸君に快報を呈するの榮を得候、其は他にあらず、清國中到る處に我同志者のある事に候、是迄清國新紙上にも諸先覺の報導を見受け候ら、予は當地に見聞して我國より其勢力大なる事を認め得たり候、予の到る處にて其何人を問はず同様に[illegible]を試み居り候所、頃日清國の[illegible]官にして特殊顯著なる有爲の青年に親交を結び、胸襟を開きて議論を交へせし處、彼は米國の[illegible]共産黨ならん）の主義を有する者に候、彼等（將來を約せるもの既に二名）は英語を好くし、英米の書を以て研究致し居り候、然して聞く處に依れば清國だけにおいても[illegible]一層激甚の由に候、熱心なる同志は外國に危險を避けざるを得ず、若し官憲の知る所とならば直ちに殺戮の禍に罹り候由、然るに彼等も此の間に於て巧妙に活動し、總ての革命黨と聯絡しつゝあり、其の結果、支那本部の如き非常なる多數の同志を有し候由、吾等の常に曖昧視せる清國の同志にして實に此の如し、吾等は大に慚ぢて而して奮起すべきことと存じ候

眞に吾等は發奮して起つべき也。希くば此の際邦の同志と聯合して一大運動を試みるの時あらんことを。

## ○●●●●●●●和蘭内閣の臨終手段

和蘭の僧侶黨内閣は、過ぐる四年間議會に大多數を有して綱紀一つ何等爲す所なかりしが、頃者近く總選擧の期迫まるや、到底論了の除外たるにも拘はらず種々なる法案を議會に提出したり、勞働契約に關する法案、四百四十四條より成る新勞働法案、廢疾及び養老保險法案、漁夫保險法案、勞働者扶助法案等此中にあることとなるが、最後のものは獨逸法律の謄寫に過ぎず、是等の諸案を正當に議了せんには、よし一年の歳月は要せざる迄も、數ヶ月の日子は必らずや無かるべからず、然るに和蘭内閣は會期せる時に當りて之を提出す、彼等の眞意豈に知り難からんや、宜なる哉、基督教勞働者は之に攻撃の聲を揚げたり、政府黨の運動方法に於ける地位は、此の手段に依りて改善せらるゝなしと、之に紳士閥の政治家が用ゆる手段の一例なり、よし斯く政治家の取る手段ならざるにせよ、紳士閥政治家は常に何に勞働者を瞞着せんとこれ力む。醒めよ、未だ階級觀念の眞義を知らざる勞働者諸君、醒めよ。

## ○●●●●●●●伊太利鐵道罷工の結果●

續出の伊太利鐵道勞働者同盟罷工は其外觀不成功に了りたるが如くなりしが、其結果は實は大なる成功なりき、政府が今回代議院に提出したる法案に依りて見るに、其讓步の度は遙かに前數内閣のそれに過ぐるものあり、即ち此方案には傷病老廢者年金基金の規定あり、賃金に於て一年一百萬法の增加を來す補足的收入の規定あり、賃金豫算の最大限を一百九十萬法より三百萬法に增加するの規定あり、加ふるに仲裁裁判院の設立亦約せられたるが、其組織は裁判官の半數宛を勞働者側と雇主側とより選びて、裁判長は兩者逆合して選擧するを原則とし、若し此兩者の意見一致する能はざる時は、元老院議長、代議院議長、大審院長の三者之を選擧すと云ふもの即ち之也、所謂鬪爭亦戰爭也、最後の勝利は常に實力あるもの丶手に歸す、我國の勞働者諸君豈に深く鑒みる處なくして可ならんや。

## ○●●●●●資本家の絕望！

墺太利匈牙利なるブダペストに於て、三萬の鍛冶職工が同盟罷工を爲せるに對し、資本家も直に協力して反抗同盟を組織し、あらゆる陰險と奸譎とを以てして其就業を強ひ居たりしが、其結果僅かに二十三名の就業者を出せるに過ぎず、爲めに資本家等は絕望して其手を引き、其團結の強固なるに今更に驚愕して、只唖然たる有様なりと云ふ。痛快と言はずして何ぞや。

## ○●●●●●漢堡市の無法

獨逸漢堡市は社會民主黨を鎮壓せん爲め制限選擧法を案出し、社會黨の活潑なる反抗運動も不幸にして其功を奏せず、遂に之を實施せんとする所機にあり、嗚呼斯の如くして勞働者は其選擧權を奪掠せられんとするか、而して革命は之が爲めに更に其一步を進めんとするか。

## ●迎秋水君

山田金市郎

明治卅八年七月廿八日、我敬愛なる秋水幸德君今や人道の進みに多大の犠牲を拂ふて、獄中半歳の[illegible]を提げ再び戰闘の巷に歸る、此時に當りて予は徒に君に供するに阿諛讃美の文字を以てせず、茲に赤裸々に予が平常の所感を吐露して以て君が足下に呈せんと欲す、請ふ之を讀め、抑も世の唯物論と稱し、有神論と稱する其問題や極めて重大にして、古來聖哲の論議亦甚だ多きを見るが如し、然りと雖も吾黨の仇敵は正に本能寺にあるを忘るべからざる也。

由來中世紀數世紀の横溢は、歐洲の天地に幾多の迷信と壓制とを要求して、其弊や滔々として救ふべからず、此潮流に反動して茲に現はれたる思想は非宗教主義なりき、世は怪しむを要せんや、顧つて吾人靜かに邦人の歴史を觀察するに如何、時に「山法師と加茂川の水」を嘆ぜしめし教權横恣の事蹟なきに非らずと雖も、今や其弊影を去つて見るべからず、吾人が迷信的壓制の本體として排せざる可からざるものは誠に此に非ずして却て之れを他の那邊にか認めざるべからざるにあらずや、加ふるに邦人が純潔なる感情教育に欠けたるは識者の等しく認むる所、而して其因實に宗教々育の欠乏にあつて存せずんばあるべからざる也、此時に當りて徒らに冷かなる學説を思索し若しくは直譯し來つて非宗教を唱ふるが如くんば、吾人は全く人文に忠實なる所以を認むる能はざる也、現時我國に流布せる通俗宗教が其思想と形式の上に於て多く改定刪補すべきもののあるは、疑ふべからざるの事實なりと雖も、之を以て直ちに非宗教論を作らんとするが如きは吾人が容易に首肯すべからざる所也、使徒パウロ云へるあり、「我兄弟を救ふを得べくんばキリストを棄つるも又可なり」と、吾人も亦此種の意氣なかるべからず、若し此社會を救ふの道ならんには、キリストを棄つるも可なり、マルクスを棄つるも可なり、唯物論を棄つるも可なり、唯神論を棄つるも可なり、徒らに偏情を以て相固執するの要あらんや、然れども予は君が、時に「天」なる叫びを發するを見て、全く無宗教家に非らざるを[illegible]情より欽羨せずんばあらざる也。請ふ思ふに、古來史上に現はれたる大なる革新の事業は常に平民の宗教的感情を利用したるものなりき、而して其宗教的崇高の念より來れる大思想の發揚する所なりき、今や平民社は實に吾人社會主義を以て吾人が使命の總體なりと歸依する幾多の同情と信頼の中心なるべき也、茲に於てか平民社同人は常に其の集まり來る同志の年少の思想、分けても高潔なる感情の訓育と感化とを施すの責ある也、[illegible]べからざる也、思ふに之れ平民社にとりて極めて誇りとなすべく、又恐れても慎まざる可らざる重大なる責務にあらずや、予は君が秋々たる氣骨に多大の信頼を捧ふの一人たるなり、從て君に於ける新唯物論は以て時弊に投ずるの一大思想たらんばあるべからず、希くは君が獄中半歳の[illegible]に耕らせる多大の收穫を分ち以て吾人後進を利せられんことを、終に臨んで兄が萬歳を祝す。

## ●出獄歡迎

有香

山の上に輝きいでし大陽の
　鐘[illegible]叫びの光を見ずや
君出づる今朝のひかりに歡喜の
　赤き血潮の脈にぞ燃ゆらん
世はなべてひかりなりよろこびて
　四海同胞なる語に歌ふなり
紅の旗をかざして吾が友
　道の叫びに集まる今日かな
旗赤き主義の自由のみ光の
　輝く今日の解けし鎖よ
この寂寞眠れる夜中の現世の
　夢破れんに鐘鳴はわが手



Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

# ◉幸徳君を迎へて我が希望を語る

木下尚江

あゝ兄弟、——年齢に於ては二歳の弟たり[illegible]に於ては十年の兄たる——幸徳君よ、七月廿八日、早旦、君を巣鴨の獄門に迎ふることは僕の満足に堪へざる所也、法廷に於て君は曰く「罪を憎で、人を悪まず」と、[illegible]官の[illegible]に任せ[illegible]に関して、[illegible]人は只だに君の「人」を思ふ、[illegible]友[illegible]の[illegible]、天下に[illegible]なるもの、天上天下果して何處に在りや、君も亦安然として此の熱き手を握れ。

此の五ヶ月間のことに就ては、僕は只だ君に聞くべきもの多くして、君に語るべきものゝ甚だ乏しきを憾づ、只だ[illegible]らんと欲することの無きに非ず、只だ近頃のこと[illegible]にパノラマの如く開展せられて、何れに路を求むべきかを知るに苦む也。

新時代の平民社の事業を[illegible]るものあり、曰く「[illegible]は食へざるが故に努めて[illegible]を衛ふに過ぎず」と、[illegible]此の如きの非難は元より吾人の[illegible]るを要せざる所なり、[illegible]も、而も君と堺君とが常に[illegible]心とする[illegible]と在りて說とを新知することと僕の如き者は、又た決して之を[illegible]過するに堪へざるものあり、今君が獄門に迎ふるに當て、[illegible]の[illegible]を叙することを得せしめよ、

抑も[illegible]は[illegible]主義の思想の、日本に輸入せられたるや、[illegible]し久しからずと云ふ[illegible]、特に日清戦[illegible]後に於ける[illegible]界の[illegible]と、學問智識の[illegible]と[illegible]間[illegible]日本國民を刺激して、思想の[illegible]を迅速[illegible]ならしめたり、然れ共[illegible]民主義は行政を以て[illegible]止せられ、[illegible]志の[illegible]結社に探るべからず、此時に際して平民社の建設は恰も各地に散在する大小幾多の[illegible]片の為めに中心を點したるの觀ありし也、僕は此の事業を成就せる君と堺君との熱誠に向て、[illegible]同志と共に永遠に感謝せざることを能はざる也、人或は二君の野心を云々す、嗚呼[illegible]野心無からんや、野心なき[illegible]に非る也、只だ其の勇猛なる野心に[illegible]を加へて自他平等の[illegible]に[illegible]るゝに至て、野心の目的成れりと云ふべきのみ、夫れ君が秋[illegible]の筆、堺君が[illegible]文、萬朝報の双絶として我文壇を横行したるに非ずや、二君にして[illegible]の[illegible]を容したらんには、殆んど[illegible]して名譽と幸福とを兼ね保つことを得しならん、二君此に出でず、多年[illegible]の朝報社を棄て、赤手以て平民社を計畫せり、君は老母を奉じて亡兄遺族の累あり、堺君は病妻に侍して幼女を抱く、而して共に全部の收入を挙げつて[illegible]天下と戦はんと企つ、當時二君の敵と味方とを問はず、其の[illegible]大の志に[illegible]して、風前の燈火の事業に同情せざるは無かりき、誰か「食へざるが故の[illegible]」と云ふや、世に若し二君の「野心」を云々するものあらば僕は二君の親友として敢て之を肯諾せんと欲す、僕は二君に於て「聖化されたる野心」を確認し得たれば也。

君よ、今や平民社の事業も大開展を要するの時期に切迫せり、何となれば吾人の主義は壓迫を受くる每に益々蔓延して、今や陰に陽に吾人の大活動を要求しつゝあることを認識すれば也、形勢漸く膨大し、勢力漸く强盛也、中心點たる平民社の發展は必然の要務と言はざるべからず、君の出獄は吾人同士の運動史上一新時期を劃するものに非ずとせんや、任務や大也、君夫れ自重せよ、

今や日本の思想界は漸く複雜也、吾人同士の間亦た思想の系統錯綜紛雜たるものあらん、或は將來統一の難路を思ふものの無きに非ずと雖も、僕は曾て此の如き問題に逢遇したることあらざる也、何となれば僕は過去の小經驗に依て、主義と事業とに對する「熱誠」の一形式何ぞ一に苦慮する必要なきを學び得たれば也、若し近接の實例を擧ぐれば、則ち君と僕とに非ずや、君は熱心なる唯物主義にして無神論者也、僕は頑固なる基督の教徒にして有神主義の傳道者也、君と僕と其の出發點は猶ほ東の西と相遠きが如きに非ずや、而して一たび握手して以來此に七八年、未だ曾て半點の疑惑だに抱かざりしもの、其故何ぞ、其等の理想と、其の事業の計畫とに於て其の致を一にし、而して其相競ふる熱誠の火焔は此の氷炭相容れざる二人を融鎔して以て今日に迄到りしものなれば也、君の唯物論も僕の神の信仰も刻々進化して休止することと無かるべし、然れ共假に將來君と僕と衝突して分離反目することありとせよ、僕は信ず、其は唯物論と有神論との衝突に非ずして、主義と事業とに對する二人が「熱誠」の冷却に原因せざるべからざることを、僕は君と僕との關係より推して之を滿天下の同志に及ぶの時、其の思想系統の愈々錯綜紛雜なることは、眞に面白き現象と言ふべし、「火」は衝突すべき者に非ず、加ふるに從つて勢力愈々猛烈に、光輝益々赫灼たるべき也、我が「熱誠」を高めんことは僕が近日朝夕の祈願なりと知れ。

幸徳君、君の病幸に劇しからずして半歳の幽囚を脱するを見たるは、僕の特に歓喜に堪へざる所也、いざ去らば更に二ヶ月を待て共に〳〵西川君を迎へん哉

# ●我が愛子は殺されたり

大阪平民社に於て　山口生

我が愛子は殺されたり、あゝ我が愛子「社會主義と婦人」は殺されたり、嗚呼言論の出版自由、眞に滑稽のこととなる哉、法律の命に眞理の花を刈除せんとするは、紳士閥政府の常に誇とせる所に非ずや、昔者は社會民主黨獨乙に勃興するや、壓制宰相ビスマーク其の毒手を延べて之れが迫害に力め、一社會黨員が其の雜誌に詩人ハイネの歌を引き來りて婦人問題を論議せしさへ治安に妨害ありとして、出版を禁止し版本を押收したりと言ふ、而も二十年後の今日、六百萬人の社會黨と九十名の代議士は、[illegible]人に遜らざる獨逸皇帝をして戰慄せしめつゝあるに非ずや、一敗に屈するは男子の事に非ず、我徒豈に勉めざらんや、

壓制よ來れ、迫害よ來れ、鐵鎖、牢獄、刑[illegible]におりて母の腕に依るよりも安し、[illegible]交々至り、口に猿轡を鉗められて鮮血淋漓たるも、我は此の救世の大眞理を絶叫して已まざらん、[illegible]たる內務大臣何するものぞ、此の東西兩洋に[illegible]瀰漫せる十五億の人類が大感情の喇叭たる、我が社會主義の大思潮を防遏し得んや、[illegible]瓦器なる佛前の燈に供す、微[illegible]敢て人道の祭壇に獻げん、地上に「無智」と「悪慘」の存在せん限り、我は永久奮闘の子たらざるべからず、吾は五千年間、壓制し、酷虐し、凌辱せられたる婦人の愛をして光明の御空に凱旋せしむるべく、舌を以て、筆を以て、涙を以て、血を以て、暴惡なる紳士閥に肉薄せざるべからず

# ●幸徳君の出獄を迎ふ

坂井生

五ヶ月の苦悶沈默、病苦を經て、秋水幸徳君[illegible]獄を出づ。同志諸君の欣喜雀躍するに堪へたり。[illegible]に「[illegible]」と云ふ[illegible]、然れども[illegible]將來[illegible]の甘受したる[illegible]なりき。それ[illegible]の此俗惡なる社會と衝突するは[illegible]の境遇にして[illegible]歷史の證明する所、[illegible]を以て彼を[illegible]んのみ[illegible]。社會主義は[illegible]一の[illegible]たり、[illegible]の情[illegible]を見る[illegible]なる哉[illegible]。

願ふに五ヶ月の日子、短と云ふべからず、[illegible]。[illegible]、我に未だ社會主義に就て研究し[illegible]かりし[illegible]つ、唯だ社會の實際に[illegible]、[illegible]に今まで[illegible]、[illegible]に近似したる思想を[illegible]、[illegible]なるものあり[illegible]。[illegible]の意を述べて歡迎を表す。

# ◉東西南北より

▲幸徳君出獄に就ての注意　二十八日[illegible]さんが出獄せらるゝので、[illegible]上げたる由、勿論幸徳さんは、[illegible]の為め、巣鴨大學校に御入校[illegible]は本年[illegible]が歡迎會を發行[illegible]るは幸徳さんに對して[illegible]えるゝにおろう[illegible]思ひます[illegible]事がありますから[illegible]りますが、田中[illegible]分將[illegible]民人衆新聞の爲め[illegible]たので、中[illegible]居る人もありまして[illegible]がありません[illegible]に入らない[illegible](堺)

▲幸徳君の出獄と歡迎。　吾は[illegible]然れども社會主義者たる[illegible]は社會の爲め、人類の爲め[illegible]るもの[illegible]なる一人にして[illegible]知き[illegible]は實に[illegible]て甚に[illegible]るゝ[illegible]ぶべし、[illegible]に歡迎の[illegible]む[illegible](本郷[illegible]外)

▲吾人に與ふ　なれば彼巨の塚に臥し、予は[illegible]に眠る、なれば明鏡に[illegible]を映し、予は[illegible]願を映す、なれば[illegible]として[illegible]の中に作へ、予[illegible]に背天白日[illegible]を[illegible]、なれば[illegible]畫工に描かしむ、されど予が[illegible]を描く、なれば[illegible]食して[illegible]なり、予[illegible]に錦繡の[illegible]る侍女なれに侍へる、されど予には[illegible]泉に[illegible]せる[illegible]なる夫ありて家を守る、[illegible]して何れか最も[illegible]れか[illegible]子か——[illegible]

▲吾等は[illegible]音を[illegible]へんとす、[illegible]張者[illegible]つゝある[illegible]の仲間入[illegible]んとに[illegible]來予が[illegible]人をして[illegible]益し吾等[illegible]主義を[illegible]らるゝに[illegible]砂[illegible]吾等は[illegible]の日に滿へん徒(行[illegible])

## ◎秋水兄を迎ふ

石川生

秋水兄今日獄を出づ、吾人何を以て之を迎へん。

秋水兄が獄に行けるは決して主義の傳道より去れるに非ず。兄は過去五ヶ月の間、全く筆と舌との自由を奪はれたり。兄が熱烈なる文章は直言紙上に見る能はざりき。兄が沈痛なる演説は吾黨の演壇に聞く能はざりき。然りと雖ども兄は決して主義傳道より去れるに非ず。見よ、吾黨幾千の同志は兄が入獄を見るや發奮激勵して主義の戰鬪に邁進せり。世界各國の社會黨新聞は兄が入獄を聞くや筆を揃へて同情の文を掲載せり。而して單に日本五千萬の同胞のみならず、世界十五億の人類は皆な悉く日本紳士閥政府の暴戾、無道、愚痴、盲昧なることを認識せり。嗚呼兄が入獄は無言無爲の大傳道なりし也。兄が五ヶ月間鐵窓の下に於ける沈思默想は、其の熱烈なる文章よりも、其の沈痛なる演説よりも、大なる感化と大なる鼓吹とを吾黨同志と世界同胞の上に與へたる也。

されば今ま兄の獄を出づる、唯だ其の無言無爲、沈思默想の傳道より出で、再び言論文章の上に活潑潑地の傳道に返らんとするのみ。秋水兄の生命は主義なり、入るも主義の爲なり、出づるも主義の爲なり、喜びも、悲しみも、唯だ主義の消長如何にあり、入るも出づるも關する所に非ざる也。果して然らば、吾人は如何にして兄が出獄を迎へん乎。

思ふに兄が獄を出づるの時、先づ聞かんと欲する所の者は社會黨運動の形勢如何にあらん。而して兄が過去五ヶ月間の勞苦を慰むるもの亦た之に勝るもの無けん。秋水兄、希くは予をして兄が入獄以來に於ける日本及び世界の社會黨の形勢を談らしめよ。

△第一に談らんと欲するは、萬國社會黨本部委員會に於て、日本社會主義者に同情するの一決議を爲せること即ち是れなり。決議に曰く『萬國社會黨本部は日本社會黨を犧牲となしつゝある日本政府の迫害に對し、殊に社會主義協會の解散、及び萬國社會主義者の經典たる共產黨宣言を掲載したりとの單純なる理由を以て平民新聞の發賣を禁止したる事實に對して絕對に反抗す、而して萬國勞働者の共通利益の爲めに奮鬪せる日本社會主義者に對して多大の同情を表す』と。吾兄が五月間の勞苦は決して小なる日本人民の爲のみならずして、實に世界同胞の犧牲たりしこと明かに自覺せらる可き也。

△第二は、昨年アムステルダム大會に於て議決せられし一國一黨の案が漸く諸國に實行せられんとしつゝあること即ち是れなり。其の最も著しき事實は、佛國社會黨の諸派が一八九三年以來の紛爭を一掃して革命主義の下に大合同を爲せしことにして、萬國の爲に歡喜に堪えざる所なり、而して獨乙の如く社會黨の統一せられたる國に於ては、勿論問題となるべきに非ずと雖ども、英國及び米國等に於ては又た頗る重大なる問題として討議せられたり。例へば英國獨立勞働黨の大會に於て愼重なる討議の後、合同の成否に就て調查委員を選擧せる如き、米國紐育市及ニユーヂアーシー市に於ける社會黨大會に於て共に社會主義勞働黨との合同を議し、ニユーヂアーシーに於ては大多數を以て合同を可決せる如き、機運の益々合同に傾きつゝあるを見るなり。

△第三は諸國の社會黨が實地問題に關して漸く聯合運動を試みつゝあること是れなり。例へば之を北方にしては、丁抹、瑞典、那威の青年社會黨が聯合して非軍國主義の大運動を企計せる如き、之を南方にしては、墺、伊、匈の三國社會黨が維納に大會を開き、人種的反感情、狂熱的愛國心を打破せんが爲に聯合運動に着手せる如き、又た之を中部にしては、佛國社會黨の首領ジョーレス氏が獨乙伯林に至り、獨乙社會民主黨と共に政府反對の運動をなしつゝある如き、而らに隔絕せる所にしては、濠洲及び米國の社會黨が露國革命黨の爲に多大の資金を寄送しつゝある如き、露國社會黨より數千數百部の社會主義書類を毀ち平民社に寄致して、日本に在る露兵に配布せんことを希望し來れる如き、豈に近來の一大痛快事に非ずや。此の時に當りて獨ほ三千年以前の野蠻の遺風を固守し、陋劣、頑迷、偏狹なる形式道德の中に陶醉する日本政府の憐れさよ。

△第四は諸國の社會黨が近時急激の進步發達を爲しつゝあること是れなり。例へば、獨乙の諸都府組合員が彼のウエストフアリア同盟罷工の結果として、其數本年に入りて殆ど舊の二倍に達せりといふ如き、那威諸都市に於ける近時未の選擧は、社會黨の市會議員一五六名を選出して殆ど從來の二倍となれる如き、國家として殆ん亡に歸せし西班牙に於て、社會黨は大なる元氣を以て發達し、昨年の大作滿の結果として最も有力なる新聞は四萬人を得たりといふ如き、其の他、兩岡に於て社會主義運動が漸く盛んならんとする如き、濠洲に於ける勞働團體が漸く社會黨の下に來らんとしつゝある如き、皆な社會黨の勢力が駸々乎として發達しつゝあるを證するに非ざるは無し。

△其他、報ぜざる可らざるもの甚だ多し、諸國に於て幾多の同盟罷工が大抵勝利を得て、凱歌の響きは海の涯、山の奧にまで行き渡れる如き、英國に於て數回行はれし失業者の大示威運動が遂に英國政府をして失業者保護法案を議會に提出せざる可らざるに至らしめたる如き、メキシコ社會黨新聞發行禁止事件と大學々生の大奮鬪の如き、其他、茲に一々枚擧に遑あらずと雖ども、要するに世界に於ける紳士閥が漸く進步を破りて、社會黨の勢力の剿滅拔く可からざることを悟るの時は來れるなり。

△更らに顧みて、日本に於ける吾黨の運動は如何。第一に傳道隊は起れり、然れども一二回運動を試みたるの結果は狂暴なる政府の迫害となりて、全く運動の自由を失へり。上野公園の觀櫻會は例に依りて鐵騎せられしと雖ども、政府の慘狀な社會に警告せることは從來よりも甚だ多かりき。傳道行商は三方に分れて行はれ、或は政府の壓迫によりて中止したるものありと雖ども、吾黨の運動の堅固不拔なるをは、政府も社會も共に認識したるなる可しと信ぜらる。木下君が補選舉は又た世の耳目を引ける一なりき。而して計劃せられし七八回の演説會は憲法を根據とする警察に依りて皆な禁止せられ、日本國民をして、天皇欽定の憲法も一片反古の前には殆ど無効藐さの觀あらしめたり。木下君に投したる投票が三十二票なりしは、普通の選擧運動ならば頗る滑稽として看らるべき所なるを、之に反して政府も社會も共に眞面目なる驚愕の眼を開きたるは、吾等に取りて頗る甚だ興味ある事に餘りありき。

△かくて政府の迫害は增々殘酷を極め來り、多くの同志は幾度か警察に拘留せられたり。內務省が公行を認許せる印刷物にして警察の領說する所となれるもの、幾千幾百なるを知らず。東京及び各地に在る忠直勤勉なる同志にして、其の職を奪はれたるもの幾人なるを知らず。斯くの如く陰險陋劣なる政府の毒手は到る處に暴力を揮ひたり。然れども四降りて地は愈々固まれり。日本社會黨の基礎は此の間に於て漸く深く築かれつゝある可き也。

秋水兄、予は以上にて予が報ぜんとする者の大界を述たり。世界の社會黨は兄を迎ふべく聊か光榮ある報告を齎らせし也。今や日露の間、平和の光は輝き初めたり。而して軍備の擴張、紳士閥の横暴、平民の困弊は時を同うして來るべし。社會黨の大に奮鬪すべきは實に此の時に在り。而して社會は兄が活躍を見るべく此の舞臺の幕を開きつゝある也。然り兄は單に出獄者として迎へらるゝに非ず、百鬼横行する暗黑なる社會の上に光輝を照す大松火を捧げ來つて大跳躍するあらん爲に然る也。

更に顧へつて思ふ、五月雨晴れぬ百五十日、孤燈の下に鳳塞き空閨を守り給ひし令室と、雨の朝、風の夕、寒きにも暑きにも、吾兄が上を忘れ給はざりし母堂とが、笑を湛えながら、室を掃ひ、門を開きて、今日の兄が歸宅を迎るの情は如何あらん。吾黨が世の迫害と嘲弄とを忍して奮鬪するも、兄が五ヶ月の間純潔の勞苦を忍べるも、畢竟するに天下の男女をして唯だ此の願を滿足せしめんが爲めに非ずや。思へば令室と母堂とが百五十日間の痛苦は、又た實に天下十五億の男女の爲に犧牲たりし所以なり。嗚、世の犧牲を要求する、何ぞ然かく甚だしきや。世の男女の覺醒せざる、何ぞ然かく甚だしきや。

日本及び世界の社會黨は榮光を荷ふて進みつゝあり、日露の平和克復は我邦社會問題の生起を促しつゝあり、斯の如くにして活動の舞臺は幕を開き、兄が熱烈の筆と、沈痛の舌とを見んとて待ちつゝある也。然り兄が、令室と母堂との笑みに迎へられて其の門を入るの時、奮鬪の舞臺は拍手喝采の中に其幕を開きつゝある也。歡迎に當りて聊か蕪辭を陳ぶ。

## ◎猛士を迎ふ

不知火

君とわれと何の縁にしぞきのふけふ
送るに涙、迎ふるに涙

財あらば疲れし猛士にかしづきて、
ゼチバの湖畔月に伴せんを

みなづきの君が御文を見て泣きし。
人よ天地われ一人ならじ

信足らず神の惠のはうけ　
空仰いで君を祈りし

わたつみの中の我こそ不知火よ、世
敵人故身を筑紫潟（名を不知火と改めて）

## ◎忘れられたる谷中村

荒畑生

[illegible]

「[illegible]は[illegible]なる大泥棒ですぞ、彼等を御捕へなさい、逃がしチヤ可けませぬぞ」悲[illegible]の如くに過ぐる者は、栃木縣[illegible]数名の巡査を引き連れて、谷[illegible]に来れるを[illegible]田[illegible]大叫喚なり、嗚呼何の[illegible]由より流出する鑛毒のために[illegible]産し、[illegible]生[illegible]る、[illegible]育[illegible]去て他に[illegible]き、[illegible]り老いたる[illegible]とりて害[illegible]田に哀[illegible]しつゝありし栃木縣下都賀郡谷中村は、世[illegible]の志士仁人より忘れられつゝある間に、[illegible]か十年計畫の陰謀は漸く茲に[illegible]して買收、破壊の策を含む如く徐[illegible]として進みつゝあり、嗚呼忘れられたる谷中村、乞ふ吾人をして此しく買收案の顛末を説かしめよ。

△堤防を破壊せるは政府也

明治三十五年九月、赤間沼堤大に氾濫して堤防八十四間を破り、卅六年卅七年相ついで氾濫し、一村恰かも泥海と化し去り為めに卅七年に於ける麥作の如きは些の收穫もなかりしといふ、卅五年より卅七年に至る三ヶ年間に於ける損害は、合計實に五十八萬九千九百圓の多きに達し、一に對して麥の收穫は二割四分、稻は四割、大豆は一割八分、小豆は一割五分に減少せりといふ、而して全村の住民が[illegible]請して堤防修築の事を乞ふと雖も、縣廳は荏苒として今日に至るも尚は未だ修築せず、否な修築せざる耳ならず三年間十萬圓の費用を以て更に堤防の石をくづし、波除けの柳を切り拂ひて他に賣り、悪草をはがす等あらゆる亂暴を極め、長さ恰ど八百間に亘りて之れを崩壊せしめ、[illegible]幅十二尺餘ありし堤防は何の狀ぞ、今日僅かに二三尺となり居らむとよ、讀者よ、政府が[illegible]十萬圓の金を投じて村民に最も大切なる堤防を崩壊せしめてふ事は[illegible]、非ずや、然も是一度谷中村に至りて赤間沼に添へる堤防を見れば人力に依りて破損せしめたるの狀を悟りたり、嗚呼此の詐人の大罪悪吾人抑々之れを何とか云はむや。

△政府買收の口實

而して[illegible]しき縣廳は土木[illegible]の[illegible]なりとして曰く、谷中一村を安全に保たんと欲せば赤間沼、渡良瀬川の堤防に少くとも百二十萬圓を費し、尚年々修築の為めに六萬圓を費さゞるべからず、然も今日迄三年間に於て十萬圓を費せ何の効をも見る能はず、故に谷中村は到底他に保全の道なければ宜しく之を買收して貯水池となすべしと、此くの如き口實の下に今や調査委員は三十餘名の巡査を引き連れ來りて着々其歩を進めつゝある也。

嗚呼果して然る乎、谷中村は到底他に救治の見込なき乎、縣廳は果して十萬圓を費して築堤工事を急ぎたる乎。

△なむぞ知らん縣廳の如き惡漢等は只此の村を買收せむが為めに三年間十萬圓を費して此貧弱なる堤防を破壊せしめつゝありしならむとは、若し谷中村が洪水の[illegible]地ならば或は止む、稻の如きは[illegible]、耳にして生[illegible]、彼の横井博士の如き谷中村は日本有數の[illegible]となりと稱せし程なり、讀者よ谷中村は日本有數の肥沃なり、彼等が專ら買收せむと欲するもの畫し[illegible]ある[illegible]し、

△氾水[illegible]田畑を[illegible]して作物は實らず、為に土地を谷中村以外の者に賣りたる者尠からず、一村の耕種[illegible]五十七町三反八畝餘の中、他村人の所有する地[illegible]の十分の四を占むるといふ、彼等直接利害の關係の[illegible]き者は買收の議起るや先づ立ちて賛成し、[illegible]なる奸吏は有ゆる陰險手段を講して[illegible]直なる村民を[illegible]き買收に决せしめむとしつゝあり、而して一村の買收豫算額は四十八萬圓にして一反に對する畑地は三十餘圓田地は二十餘圓原野は十餘圓村民が作付しつゝある家屋は一坪に對して八圓なりといふ、然も田畑の如きは荒[illegible]の時の相場を標準とせるものにして、若し之れに堤防を築き[illegible]なる加へたらむには價格凡そ五百圓となるべきものなりといふ、斯くの如くにして一村が買收せられむか村民は空しく住み馴れし墳墓の地を後にして奈須野の邊り不毛の地に追ひ拂はるべからず、斯くして谷中村は買收せられ、村民は追ひ拂れたりと假定せよ

且つ之れを買收して貯水池となすべしといふ、若し谷中一村を貯水池とせん乎、周圍四里直徑一里半に亘る大湖水は現出せられ、一朝暴風吹き起らん乎、水は溢れて谷中村に接續せる栃木縣藤岡町、赤間、部屋、野木の諸村、埼玉縣川邊、利島の兩村及び群馬縣海老瀬村等は忽ちにして大洪水のために田も畑も家も人も押し流されて[illegible]にたえざる大慘事は茲に現出せらるべし、此くの如き見やすき理は素人考へにても解せらるゝに非ずや、

今まで豐富なる天産力に依りて格別の努力を要せず、容易にして生活し來れる村民三千有餘名は他に出でゝ[illegible]に生活し行くべからず、副産物を失ふ耳にても一年五萬圓餘の損失なり、且つ斯くの如き[illegible]從軍に滿洲の野に從へる五十餘名の壯丁に他日戰やみて[illegible]り來らむ時や、彼等[illegible]奈何の感をか抱かむ、住み馴れし故山の地は空しく荒れ果てゝ[illegible]も今は遠く去て在まさず、夕陽[illegible]の風枯れたる茅を亂して落目りなき、渡良瀬川の岸に立ち[illegible]り果てたる有樣に哀泣する名譽の戰士を思ひ見よ、誰れか情に於て忍び得る者あらむや、

△谷中村は肥沃無類の地也

然も尚は此地を買收して貯水池となさんとす、嗚呼谷中村は抑々爾かく用ふべからざるの地なる乎、非ず、赤間沼、渡良瀬川の兩堤防を强固嚴重になさば用水は堤防内に充分あり、地味良好なる谷中村は驚くべき程の收穫あるに至らん、見よ赤間沼にそへる堤防の二百十二間餘も永らく破損して縣會も顧みざりしと、本年六月村民は數多の時日と三千圓に近き費用とを以て假堤を作りたるに、農作物は驚くべき程に良好なる發育をなし、四萬五千餘圓の利益を見るに至り、且つ副産物に依りて得る一年の利益は實に五萬餘圓の多額に上るといふにあらずや。

△斯くても尚は谷中村は救治の術なしとするか、此れ實に只だ堤防を築けば足れる事たる耳、然も此の堤防を强固にせむには、政府は百二十萬圓の金と毎年六萬圓の修繕費とを要すべしといひ、村民は僅かに三十萬圓の金を費さば赤間沼渡良瀬川の兩堤防を强固になし得べしといふ、百二十萬圓と三十萬圓、此に四と一の割合に非ずや、知るべし政府が如何にして買收せむとしつゝあるかを、

△嗚呼地味の良好、收穫の豐富、事實が證明せる大[illegible]これ等のものを沒却して敢て買收に决せむとて、買收せられたる曉は此の日本有數の好田園たる谷中村は空しく貯水池となり了るべく、然も讀者よ、此處に[illegible]なるあるなり、買收したる谷中村は一度は縣の財産となり、國の財産となり、而して後[illegible]に初めて十年計劃の通り大地主大資本家の手に落ち、彼等の私腹を肥す材料となる事は瞭々として火を見るより明白なる事實に非ずや。

嗚呼、世は遂に資本家萬歲の世なり、紳士閥繁榮の世なり、官吏のもうかる世なり、然り而して平民の疾苦する世なる哉、

△村民二千餘名の悲鳴を聞け

谷中村民二千餘名、其の三分の二は非買收派にして鋭意熱心反對運動を試みつゝありと雖も、冷酷鬼の如く殘忍夜叉の如き政府は[illegible]しげなる眼光にて冷かに打ち見やりつゝ、チリ〱と押しよせつゝあり、嗚呼、一世の志士よ、仁人よ、憂世家よ、愛國家よ、宗教家よ、東都を去る二十里の地にかゝる阿鼻叫喚の大地獄あるを知らざる乎、世より葬られ、人より忘れられたる谷中村は、今や惡魔の手に捉へられむとしつゝあるを知らざる乎、嗚呼冷酷なる世人よ、老義人田中正造翁が悲憤の言を聞け！「日本國はいまや亡びて居ます、政府の役人共は皆な冠をかぶつた盗賊です」何等悲痛の叫びぞや、斯くても尚は諸君の耳は盲ひなりや、更らに村民が哀訴の聲を聞け！「堤防さへ出來れば米でも麥でもよく出來るんです」何等悲哀の訴へぞや、斯くても尚は諸君の耳は聾せりや、

乞ふ見よ、鑛毒と泥水のために全村四百戸の四分の一は實に悩むべき狀態に在り、[illegible]の如きは、木を立て、篠を束ねてかこへるほつ立小舍の中に疊二枚を敷、[illegible]の床に[illegible]れたる[illegible]を數さ、之れに親子五人が住居せるなりといふ、また岡明田家の家には疊なく床なく然も臭汚殆ど近くべからず、[illegible]たる乞食小舍にも劣れり、而して夏は未だ尚ほ此くの如き家屋に忍び得るも、冬は到底耐え得ざるを以て、地に穴を掘りて土中に住まふといふに至つては何等悲惨の事實ぞや、然も此れ實に只だ堤防の不完全にして收穫の無きが為め耳、呼々「堤防が出來[illegible]、然らざれば我等は死せむ」一語悲風の如くに吾人の耳邊をすぐるに非ずや、

△義人の叫びを揚げよ

呼々私利私慾のために無辜の良民を虐待し、天が人類に與へたる土地を掠奪し、あらゆる暴虐あらゆる無道、濫々天に[illegible]る大罪惡を犯しつゝある政府は抑々谷中村民に對して日本國に對する義務を强ふる權利ある乎、呼々兄弟よ、姉妹よ、此の忘れられたる谷中村民の為めに、曾つては鑛毒の為めに苦しめられ、今また暴虐なる鬼の為めに墳墓の地を追はれんとしつゝある谷中村民の為めに、天に向つて地に向つて義憤の叫びを揚げよ、夜黑うして湖畔[illegible]たる[illegible]なる渡良瀬川の堤上に立ちて、荒涼寂寞たる谷中村を望めば、闇を裂いて聞ふる老義人が大絶叫「大泥棒が入つて居ますぞ」

## ○「社會主義と婦人」を讀みて山口孤劍君に寄す

[illegible]口傳

小間使ひに手をつけて[illegible]しおき[illegible]、[illegible]る如くさまよひ、おもしろおかしく、これ[illegible]紳士閥の態に非ずや、然してこれが[illegible]たるものは[illegible]み[illegible]の中にありて[illegible]、[illegible]下[illegible]は、我も男子も[illegible]に非ずや、然してこれが犠牲たるものは誰ぞ、[illegible]話に[illegible]せる如く、[illegible]は[illegible]男たらざるも金持ちの家に嫁入りし、或は金持ちならざるも[illegible]の家に嫁入りしたりとは、今[illegible]の婦人が[illegible]みる[illegible]に非ずや。あゝ憐むべきかな[illegible]人、哀しむべきかな[illegible]の下落せる。

我が孤劍山口君は年少[illegible]の人、此頃「社會主義と婦人」を著はして、此憐むべき婦人、哀しむべき婦人の下落の為めに[illegible]を吐く、

僕、十八九年前、牧師[illegible]に[illegible]して基督教徒となり、十四五年前、[illegible]氏の[illegible]せし[illegible]に[illegible]りて時々意見を發表して以來、も年此種の問題を研究すると雖、未だ曾て[illegible]の云へる如くに、最も善く婦人の為めに泣き、憤り、叫ぶ孤劍君の如きを見ざりき、其悩みて[illegible]紙に[illegible]て、何物をも顧みざる熱誠の如き行文は、[illegible]にして[illegible]賛歎を禁止せしむ、されど孤劍君[illegible]、[illegible]は今も尚家に[illegible]へず流につゝあり、吾人の終極の目的を達するの時あるべきなり、[illegible]に富むの孤劍君[illegible]の[illegible]めに[illegible]せん。



Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

# 同志の運動

## ◎東北傳道行商日記（八）

（栃木縣足尾より）荒畑勝三

▲七月十七日、曇、朝の中佐野町を行商したが一冊も賣れた、加ふるに[illegible]は僕を呼んで僕等を配付すこと[illegible]以上の剤に過ぎると云ひ渡した、そして夕方栃木町に着き讀者を訪ふて行商し諸氏の宿つて居る旅舍に泊つた、夜は同志[illegible]井氏の[illegible]決議した[illegible]氏に[illegible]求めて外[illegible]巡査二名は氏を呼び上げ僕も呼むで[illegible]命令に依り絶對に禁止する[illegible]云ひ渡し[illegible]此の知[illegible]下[illegible]危險なる哉、▲十八日[illegible]栃木を[illegible]を賣るとは一[illegible]ないとの事[illegible]場に[illegible]れて居ながら偷は正直に彼等の扉を持[illegible]、町を行商して後巡査二名[illegible]同ひ八時頃[illegible]中の西大蘆村に泊[illegible]▲十九日雨、[illegible]足尾に向ふ路[illegible]三里の山路に[illegible]より[illegible]頂上に達し[illegible]頭から[illegible]三時頃漸く足尾の[illegible]同志[illegible]に着き永岡鶴藏氏に會し厄介になることとした▲二十日[illegible]銅山の坑口や坑夫の勞働の状態を見た、[illegible]診[illegible]の[illegible]な[illegible]賣[illegible]者十二名迄[illegible]講話[illegible]談話なせば[illegible]合す[illegible]會合を遂したので充分や[illegible]た今日は早瀬氏方に泊る▲二十一日、晴、午後永岡氏と倶に巡査と打ち連れて銅山へ行商に出かけた入口[illegible]呼び止めて入る事は[illegible]にした處[illegible]ので無[illegible]も入らなか[illegible]本家の[illegible]に憎むべきである、[illegible]減税會[illegible]した關場主が斷はりに來た何れ[illegible]なあらふ餘り苦勞して[illegible]ぬも可い、夜永岡氏方に歸り二名の坑[illegible]社會主義[illegible]日本の勞働者の今[illegible]こして[illegible]ろを見すや[illegible]しも無謀で[illegible]に下り込むで居る巡査に行政執行法第二條で[illegible]命じて[illegible]た▲廿二日、曇、小瀧坑場へ行[illegible]石を投[illegible]る罪を禁する札[illegible]保護して勞働者の家に[illegible]ある、[illegible]木家といふ者は勝手なものだ、午[illegible]降り出したので行商を休む[illegible]▲廿三日、晴、永岡氏と巡査二名を従へて通洞の飯場へ[illegible]出かけた二人でお鶴を別けて持て「[illegible]」[illegible]て居るのに困つて居るのは何故ですか」[illegible]社會主義の說明と本の廣告となし乍ら行商會社の家に寄つては社會主義を說いて歩るいた、▲此一週日に於て十六卅の社會主義書類を賣つた、

## ▲チラシ配布の記（札幌）

先日平民社から三種のチラシが到來したので夕方散歩旁配付に出懸けた、去る四辻で小倉務の一人に出た遣つた、五六歩行過ると其先生僕を呼止めてツシテ下の如き問答「アナタはどちらに御泊りです」先生僕を旅から來たものと思たらしい「イヤ宿屋ではありませんから〇〇に宅があります名は〇〇と申す者ですがアナタは〇〇〇〇に編つて居る有賀……と云ふ者です私も此主義に付いては……」ソコデ不日の會談を約して別れた、アゝ僕はチラシのお蔭で茲に隱れたる同志を得た、シカモ夫れは僕が運動の第一日である丈け實に愉快でたまらぬ、此時僕は思ふた、此方法を此末怠らず我々が行つたなら、更に多くの同志を見出し且つ道る事が出來様と——此日婦人に對する配付は妻が擔當して遣つたが、馴れない爲めか僅か貮十枚斗りより配れなかつた（札幌一同志）

## ▲横濱演說會

七月廿二日豫定の如く若竹町金鳳にて開かる、集まるもの五六十名、金子氏の人類論、大和田氏の社會主義と開戰論は中にして中止、門中氏は英國と印度と云へる[illegible]題の下に無事演了、次に予は口上を述べたる中に中止[illegible]段落[illegible]門當氏は橫濱[illegible]同志諸[illegible]秀雄氏の[illegible]說に就き[illegible]生前の物語をなし[illegible]十時頃散會す、當夜予は神奈川なる加藤氏別莊に一泊、一[illegible]頃[illegible]友とベツドの[illegible]

## ▲金澤同志茶話會（第二回）

七月十[illegible]日の夜、[illegible]市上胡桃町の予の宅に開會す、來會者六名、内婦人一名（平民[illegible]岡氏妹[illegible]ん）予は社會主義と[illegible]制[illegible]題[illegible]付き[illegible]話せり、次に來會諸君の[illegible]自由に[illegible]て[illegible]話[illegible]あり、北陸同志大會[illegible]との[illegible]あり、其他快談に時を移し散會せしは十一時なりき（右）

## ▲社會主義茶話會（紀州田邊）

七月廿一日[illegible]例[illegible]り觀[illegible]亭に集りました、亭の[illegible]人より

▶▶▶▶▶▶▶「[illegible]」▶▶▶▶▶▶▶

「自己[illegible]自己の[illegible]有なりや」の二問を出されました、來會者より種々の質問あり、一々答辯しました、結局、「社會主義の門は先づ普通選擧の鍵を以て開かる可く、主義の實行は土地國有に始まるを至當とす」と述べられ、第二問に就きましては「自己の所有にあらずと論決し、自殺他殺は孰れにも罪惡なる事、但し動機善ならば賦惡も罪にあらずとてミユアヘッドの倫理を說明し、クロヲドエルやら段の紂王やら平の清盛なども引き合ひに喝喚せられ遂に大に打擊を喰ひました、來る廿八日には秋水兄出獄の由、我黨に今後マダ〳〵數回獄中に往來せねばなりますまい「入るも出るも」平々凡々でありますが「入る時」よりも「出る時」の方が何んだか寂しく感じます此理由によりまして、別段に出獄を歡迎しませぬが、御病氣の方は少し快い方ですか、お見舞申ます、昨日に當地采處の公判日でありましたが、木下尙江君の快辯な此法廷に聽く能はざりしは非社會主義者も一大遺憾だと申合つて居ます（廿一日夕會）

## ◉秋水兄を迎ふるの歌

大阪にて　孤劍

戀の花を身にしめて
鐵窓によりくる小雀に
人の自由を泣きにしも
夕の森に杜鵑啼きて
野路の若葉の朝露に
君を迎ふるうれしさよ

聖賢、柑橘いにしへの
聖者の經はありとても
斷頭臺は跡たえず
ドグマの罪の獄にぞ
眞理の谷は淺からく
永しへ歟に囚はれぬ

亂れ[illegible]燃ゆる友情の
胸の[illegible]は彩虹となり
君が[illegible]の[illegible]に
汲め一杯の葡萄酒は
これ勞働の血にあらす
友がやさしき涙なり

我が身小琴となしはてて
歌の歡なうたはばや
銀の絃にあらずとも
愛に韻く平民社
忠魂の柱も珠玉の[illegible]
清き心といづれぞや

さもあらばあれ一杯を
友が情に濺めよかし
夜の女神の胸飾り
その環路の星の花
今宵天降り同志等が
君を迎ふる宴たすけよ

## ◉チラシの色々

左の四種のチラシ御入用の方は表題を指定して御注文あれ、御送金は郵便切手にて宜し、實價一枚約一厘と郵稅とを見積り、相當の枚數を計算して直ちに發送いたします
△社會主義の檄　△社會主義とはドンナ者
△社會主義と女子△社會主義の歌（譜入）
▲外に配布用として『直言』の舊號を多數に要せらるゝ諸君には無代價にて進呈す、郵送用の切手を封入して御申込あれ

## ◉新刊紹介

▲失樂園（内村達三郎譯）　譯者が語學に堪能なるは世既に定評あり、原書は有名なるミルトンの傑作なり、洵とに其所を得たりといふ可し、譯者の序に於て『詩者が今愛に讀者に紹介しやうとしたのは、即ち此第一篇で…其サタンの人物を寫したる所、實に雄大崚嶮を極めて、怖ろしくも又凄い程詩的想像の絕頂に達して居る』と言へり、譯者が如何に原著者に心醉し居るかを知るべし、又た、又譯文のみでは或は字々精確の意味を解するに苦まれんを恐れて、『別に卷末に語類を簡纂し置きた』る如き、初步讀者の爲に親切周到に意を用ひたりといふ可し、英文學研究者の爲に良き師なり（定價三十五錢麴町區有樂町有樂社）

▲女子の新職業（木下祥眞編）　生存競爭が激甚なるの結果として、女子は單に家庭の主婦たるのみを以て滿足する能はざるに至れり、此時に當りて女子の新職業を說く、流石に今日には投下思しと云ふべし熟るに讀いて數頁の[illegible]み行くの中に、社會主義なといふことは、偷に紹着せずして申すと、獨立心なき自暴落者らの文字あり、此の一言に徵するも、豈に嗜の分の實に近いのでありますとといふ樣な、[illegible]女子に對する同情よりものされしに非ざること甚だ明かなれし

▲女子文範（五十嵐越郎編）　本書は上編下編に分ち上編には紫式部、淸少納言など古代の女流文を載せ下編には下田歌子、樋口一葉など現代の女流文を收む之れぞといふ新意匠も無く、文例の選擇も粗漏なりとのふを免れず（定價卅錢内外出版協會）

△國詩（五）　　　　　　　　　　　　　　　　　東多摩郡澁谷村國詩社
△通俗宗教談（三二）　　・京橋采地二の廿其發行所
△大阪タイムス（一二八）　　大阪市北區天神橋筋其社
△基督教世界（一一四二）　　大阪北區中之島其社
△日本之小學教師（七の七九）　　神田表保町國民教育社
△日本人（四一五）　　神田雉子町政教社
△東京孤兒院月報（六五）　　赤坂青山南町東京孤兒院
△法律新聞（二九二）　　日本橋本銀町其社
△英學生（二の六）　　本郷彌生町書文社

◉木下尙江君小說

小說　良人の自白

上篇は久しく品切の處、この度直ちに第四版發行せり
中篇も初版再版とも賣切れ今回更に第三版發行せり
（定價、各冊三十五錢、郵稅不要）

小說　火の柱

第八版を發行し『良人の自白』と相並びて文壇を橫行す▲價同

發行所　東京市麴町區有樂町三丁目　平民社

平民文庫出版廣告（郵稅不要）

◉社會主義入門（平民社同人編）定價十錢
◉消費組合の話（石川旭山著）定價十二錢
◉地上の理想國瑞西（安部磯雄著）定價十五錢
◉社會民主黨建設者ラサール（幸德秋水著）定價十五錢
◉土地國有論（西川光次郎著）定價十錢
◉富の壓制（西川光次郎著）定價十錢
◉經濟進化論（山路愛山著）定價十[illegible]錢
◉小說火の柱（木下尙江著）定價卅[illegible]錢
◉小說良人の自白（上篇）（木下尙江著）定價卅五錢
◉小說良人の自白（中篇）（木下尙江著）定價卅五錢
◉革命婦人（平民社同人譯）定價十二錢

五錢本之部（一部郵稅二錢但二部以上郵稅不要）

◉百年後の新社會（堺枯川抄譯）
◉理想鄉（堺枯川抄譯）
◉ジョン・バーン（[illegible]川光次郎著）

書籍取次販賣（郵稅加算）

◉社會問題解釋法（安部磯雄著）價一圓[illegible]
◉廿世紀之怪物帝國主義（幸德秋水著）價廿五錢
◉社會主義神髓（幸德秋水著）品切
◉小說勞働問題（堺利彥）價[illegible]
◉社會主義概評（島田三郎著）價[illegible]
◉社會黨（西川光次郎著）價十五錢
◉産業組合手引（平民社[illegible]）價[illegible]
◉青年と生存競爭（安部磯雄著）價二十錢
◉家庭の新風味（堺利彥著）價[illegible]
◉家庭夜話（同上）價[illegible]
◉枯川隨筆（同上）價[illegible]
◉我家の犬猫（同上）價八錢
◉トルストイ翁日露戰爭論（平民社譯）價八錢
◉小品千題智識と趣味（大鳥居[illegible]編）價三十[illegible]錢

注文所　東京市麴町區有樂町三丁目　平民社
注文所　大阪市中之島宗是町田簑橋南詰　大阪平民社

## ●平民社より

▲横濱曙會創立者の一人なる鈴木秀男氏は本月初旬滿州に戰死したるよし報知に接しました。社會の爲に吾黨の爲に、此の有爲の青年を失ひたるとは、實に多大の損失であります。

▲山口孤劍君は少しく脚氣の氣味あるため、大阪を經て郷里下の關に歸り、當分同地に療養の筈。

▲平民舍ミルクホールは此頃氷店となり原君夫婦及び小松鐵介氏の三人が大勉强でやつて居る。

▲平民社は目下家主から立退を要求せられて居る。それにつき一時は先に前號の本紙に書いてあつたれば、猶所轄警察署長岡田氏の新任披露の爲ではあるまいかと思ひしが、數日前、某通信社は「平民社は家賃を滯らせて、それを胡魔化す爲め家主から立退を命ぜられた處が、爲めに『是も警察の干涉だ』と云ひふらして居る」と云ふ通信を發した。如何にも平民社は貧乏だから家賃の一月分やそこらは滯らせて居るが、然し三月分以上の敷金が入れてあるから、家主も安心して居らつしやるのだ。そしてサモ氣の毒げに、恐縮して立退の事を申込んで來たのだ。をかしいでは無いか。

▲吾黨の青年文士の間に火鞭會といふが設けられてあるが、來る九月よりは其の機關として「火鞭」と題する文學雜誌を發行するよし。花外、秀湖、霞外、孤劍、有香、介山等多士濟々の事なれば、氣焔定めて千萬丈ならんと察せらる。

▲小生が號を用ひぬ事にしたのについて、趣味の上から反對の意見を述べて、場合に依つては矢張り用ひろ事にせよと忠告せられた諸君が三四人あります。謹で厚意を謝す。

▲去廿三日の早朝、延岡、石川、德永、神崎、志津野及び小生の六人で、不忍の池の蓮を見がてら、根津宮永町の平民書房を訪問した。平民書房といふのは熊谷千代三郎君の住居で、實は朝飯の御馳走に招待せられて居たのだ。二里ばかりの道を電車に乘つて、わざわざ朝飯の御馳走になりに行くとは、隨分閑日月のあつたものです。

▲其の大きなる禿頭と、其の美しき髯鬚とに依つて、クロポトキンと呼ばれて居た齋藤兼次郎君は、ドーモうるさくて堪らぬからとて、先達て其の髯を剃り落してしまつた。是ではクロポトキンも滅茶々々だ。

▲安部磯雄君は、ベースボールの選手を率ゐて米國まで行つて來たが、自分は其間少しも運動をする事が出來なんだので、何だか體の具合が面白くないとて此頃は早稻田大學の運動場で、盛んに運動をやつて居る。

▲共產黨宣言事件の公判は愈々八月四日と定められて居るが、幸德君は出獄しても、チヨツト法廷に立つて辯論をする事の出來る筈にはなるまいから、矢張り又暫く延期になるのでせう。（樹生）

## 鐘淵紡績株式會社第三十七回報告

### 貸借對照表

貸方（負債之部）

| | |
|---|---|
| 株金 | 五、八○三、四○○・○○○ |
| 積立金 | 九六一、八九一・○○○ |
| 社債金及勸業銀行借入金 | 一、三七七、二一五・四○○ |
| 配當未濟割賦金 | 三、四一三・五六三 |
| 支拂手形 | 八○、七六○・一三○ |
| 棉花買掛金及未拂金 | 一、九六一、五二○・五八九 |
| 假預り金及別途預り金 | 四三六、五○三・九六三 |
| 共濟組合預り金 | 四、八九七・一二○ |
| 職工保信金 | 五四、八五四・九四一 |
| 職工衞生資金 | 二○、○○○・○○○ |
| 職工救濟資金 | 二一、三五八・七八八 |
| 前半期繰越金 | 二二八、九○九・二七二 |
| 當期純益金 | 一、五五一、二三六・五四八 |
| 計 | 一二、五○五、九六一・三一五 |

借方（資產之部）

| | |
|---|---|
| 土地 | 七一六、八一○・七六八 |
| 建物 | 一、九三九、四○六・一八七 |
| 器械 | 五、○六一、八四九・七○四 |
| 防火裝置 | 一五二、五二○・八八三 |
| 工場用具及什器 | 八九、八一二・三八一 |
| 有價證券 | 七八二・○五○ |
| 預ケ金 | 四六二、七四九・六四○ |
| 受取手形 | 三、二○○・○○○ |
| 職工立替金 | 三、一八○・八四六 |
| 製造棉糸賣掛金 | 一五二、○○五・三八○ |
| 屑綿絲賣掛金 | 四、○二九・四七六 |
| 小賣店及賄所 | 一六、六○○・六八一 |
| 原料棉花及諸掛 | 三、三一一、二八六・八五四 |
| 工場仕掛物及綿絲 | 一三○、五九六・七六○ |
| 石炭及需用品 | 二五○、四○○・一一五 |
| 綿絲屑及屑綿 | 八八、五○九・七一○ |
| 假拂金 | 六八、二六○・○三六 |
| 期日未經過火災保險料 | 五二、五五九・二二七 |
| 現金 | 一、四○○・六一七 |
| 計 | 一二、五○五、九六一・三一五 |

### 利益配當

| | |
|---|---|
| 總收入高 | 二、四四三、八三○・一四三 |
| 總支出高 | 五九二、五九三・五九五 |
| 差引 | 一、八五一、二三六・五四八 |
| 固定資本消却金 | 三○○、○○○・○○○ |
| 再差引當半期純益金 | 一、五五一、二三六・五四八 |
| 前半期繰越金 | 二二八、九○九・二七三 |
| 合計 | 一、七八○、一四五・八二一 |
| 内 | |
| 株主配當金（年一割六分一株ニ付金四圓ノ割） | 四六四、二七二・○○○ |
| 配當準備積立金 | 四三五、一五五・○○○ |
| 諸種積立金 | 五○○、○○○・○○○ |
| 役員賞與金 | 五○、○○○・○○○ |
| 使用人病傷退職恩給資金 | 五、○○○・○○○ |
| 職工幸福增進資金 | 五五○、○○○・○○○ |
| 後期繰越金 | 二三○、六一八・八二一 |

明治卅八年七月

鐘淵紡績株式會社

取締役會長　三井養之助
專務取締役　朝吹英二
取締役　濱口吉右衞門
同　飯田義一
同　稻延利兵衞
同　永江純一
同　矢野二郎
支配人　武藤山治
監査役　岡本貞烋
同　林田守浩
同　山口半七
同　太田清藏

右審査候處相違無之候也

逐而取締役監査役全員の改選は左の通り當選就任相成たり

取締役　三井養ノ助　朝吹英二　濱口吉右衞門　飯田義一　稻延利兵衞　永江純一　吳錦堂

監査役　岡本貞烋　山口半七　太田清藏　矢野二郎　麥少彭


福田英子女史

# 妾の半生涯

●第四版●（定價卅五錢 郵稅六錢）

▲大阪事件の女傑景山英子今や福田未亡人として自ら其半生涯を語る▲彼は如何にして爆裂彈を懷くに至りし乎▲彼は其間に於て何人に情を寄せたりし乎、▲彼は何人に於て其戀を失ひし乎何人に於て更に其愛を得たりし乎▲彼の獄中生活如何、如何の奇なりしや▲其後の廿年を如何に過したる乎▲彼は如何にして四人の子の母となりたる乎▲彼は如何にして最後の失望の間より更に新光明を認め得たる乎▲彼は卒直に、大膽に、淡白に、悉く自ら之を語れり▲從來の發賣所東京堂を左の如く改む

發賣所　東京神田裏神保町　上田屋

●齒科治療　自午前八時至午後六時
神田區須田町二十六番地
齒科醫　吉瀨才一郎
勞働者諸君に限り藥價診察料共御隨意
晝間執業者の便利上夜間十時迄治療仕候

●神經衰弱　遺精早漏陰萎勃起力記憶力衰退手淫の害
●陰莖包皮無痛速治療法
●梅毒●りん病●痔疾
●婦人科●せうかち●子宮病●血の道●月經不順
●地方患者は返信料添へ申込む可し
●東京市神田區西今川町三番地　愛生醫院

辯護士　花井卓藏
東京市神田區錦町一丁目二番地（電話本局八八三番）

活版印刷
東京銀座
株式會社　國光社
電話新橋　二六九三番
特電話新橋　八八番

◀文學雜誌●火鞭會機關▶

# 火鞭

毎月一回　一部八錢

第壹號は九月十日を以て發行す。

△火鞭は火鞭會の機關雜誌なり。
△火鞭會とは何ぞ?
△火鞭會は科學萬能主義に抗して、人類の衰退を打破し、現代文明を批評して、默移轉遷する時代の思潮に持さんとする者の團體也。
△火鞭會は藝術の爲めに藝術をなさず、形式と技巧とに束縛せられたる軟弱なる文學を排し、藝術の權威に觸れる人生及び人道の光に觸れんとする者の團體なり。
△火鞭會は批評を以て創作の諧調となすを彈劾し、爽きたる新生命を吹せんとする者の團體なり。
△火鞭は以上の抱負を有する者が其の生ける創作評論を縱橫に發表せんとする舞臺なり。
△火鞭は同志の入會を希望し、火鞭は同志の投稿を歡迎す。

發起人　兒玉花外　山口孤劍　中里介山　白柳秀湖　小野有香　安成貞雄　宮田暢　原霞外

贊助者　内田魯庵　山路愛山　田岡嶺雲　宮田脩　幸德秋水　堺利彥　木下尚江　久津見蕨村

本會規則を要するものは往復ハガキを以て發行所本會へ申込むべし

取次所　東京市麴町區有樂町三丁目　平民社

發行所　東京市麴町區富士見町六丁目　研成會

# 青春

一部五錢十二部六十錢郵稅不要●全紙優美朱刷

▲第二號七月廿日發行●要目
▲愛情と正義●夫婦●汝の城今や危し▲希望し●汝の倉を守れ●汝歸へよ自己を廣告する人●主義は我也▲自然に歸れ●卒業生に一言す●花▲主張と婦人外三（上野天一）▲歸省訓（文學博士井上哲次郎）●御綱錄（秋聲）●冷熱夏のページ（加藤杏花）●尺八（山水）●小說もつれ髮（さく子）●古道榮言●婦女要訓（渡部露城）●婦崇拜論●浮世はかさ●其他文藝文豐●富寫眞に夏の美人●レートン筆夏の月●英國名畫秋し車
▲本誌の出るや忽ち當代に一異彩を放てり

發行所　東京下谷區谷中初音町三の卅九　青春社



▲本紙定價　一部三錢五厘、廿部前金六十五錢、五十部前金一圓六十錢、郵稅不要
▲廣告料　一行十九字詰三十錢
▲注文　は總べて前金に限る
▲郵券代用（にて御送金の場合は必ず一割増とし成るべく五厘の切手を用ひられたし）

發行兼編輯人　原眞一郎
印刷人　山田金市郎
發行所　東京府荏原郡入新井村字新井宿二五五七番地　直言社
發賣所　東京市麴町區有樂町三丁目　平民社　電話（本）三三六二
印刷所　東京市京橋區三十間堀三丁目十二番地　株式會社　國光社　電話新橋特八八、新橋二六九三




Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY